

令和2年度 市民税・県民税 納税通知書を発送します

令和2年度の市民税・県民税納税通知書を、6月10日(水)に発送します。

市民税・県民税の課税証明書等は、発送日同日から発行できます。

コンビニでの発行(マイナンバーが必要)は6月11日(木)からです。

※非課税の場合は、通知書等の送付はありません。

※第1期目の納期限は、6月30日(火)ですので、ご注意ください。各納期限は下記のとおりです。

納期	普通徴収 納期限
第1期	令和2年 6月30日(火)
第2期	8月31日(月)
第3期	11月2日(月)
第4期	令和3年 2月1日(月)

問合せ=税務課 市民税係(内線281~283)

コンビニ交付の 証明発行停止について

システムメンテナンスのため、ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

日時=6月10日(水) 終日

停止するもの=コンビニでマイナンバーカードを使って発行する証明書

※住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部・個人事項証明書(謄・抄本)、戸籍の附票、課税(非課税)証明書、所得証明書

※課税(非課税)証明書、所得証明書の令和2年度分は、6月11日(木)から発行します。

問合せ=市民課(内線311~314)・税務課 庶務係(内線272)

■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください!



注文したことのない
マスクが届いた!?

大和郡山市消費者センター
☎ 53-1583 (直通)
相談受付 月~金曜
9時~16時

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した相談が全国的に増えています。私たちのもとにも日々さまざまな相談が寄せられていますが、その中でも多いのは品薄が続くマスクに関する相談です。

【事例1】

注文していないのにマスクが届いた。請求書などは入っていないがどうすればよいのか。

(50代男性)

この事例はネガティブオプション(送りつけ商法)と呼ばれます。申し込みをしていない商品を一方的に送りつけ、代金を請求する行為のことをいいます。売買契約が成立するには消費者、事業者双方の意思表示の合致が必要です。一方的に送られてきた商品を受け取っただけでは、消費者が購入の意思表示をしたとは言えません。よって契約は成立しておらず、商品の支払い義務はありません。商品が届いた日から14日間保管しておき、その間、事業者から引き取りがない場合は商品を自由に処分することができます。注意してほしいのは、代引配達で商品が届いた場合です。一度代金を支払ってしまうと、返金を求めることはかなり困難になります。すぐに支払わないように気をつけてください。

【事例2】

携帯のショートメールに「マスクが入荷した」と書かれていた。連絡してもよいのか。

(60代女性)

メールやSNSで「マスクが手に入る」ことをキーワードに消費者を誘導し、名前や住所、電話番号などの個人情報やクレジットカード番号を不正に入手するケースです。得た情報をもとに悪用されることが考えられます。心当たりのない送信元から届いたメールは対応しないようにしましょう。

今後も新たな手口が発生する可能性があります。少しでもおかしいと感じたら一人で判断したりせず、家族や周りの人に確認することや、消費者センターに相談するようにしてください。